

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正	経 営 支 援 課
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
・海岸保全区域の指定	港 湾 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・落札者等	税 務 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・臨時地方書記室の設置について	選挙管理委員会書記室
・不在者投票のできる施設の指定	〃
◎ 雑 報	
・令和4年度行政書士試験の合格者	総 務 文 書 課
・一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第2号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（免許の申請） 第3条 略 2 略 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、 <u>正面</u> 、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長	（免許の申請） 第3条 略 2 略 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、 <u>正面</u> 、 <u>上半身</u> 、無背景の縦の長さ4.5センチメートル

<p>さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>（受験申込書）</p> <p>第28条 2級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が2級建築士等試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に受験手数料及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請前6月以内に、<u>脱帽して正面から撮影した写真</u>で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの</p> <p>2～4 略</p>	<p>ル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>（受験申込書）</p> <p>第28条 2級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が2級建築士等試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に受験手数料及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請前6月以内に、<u>脱帽し、正面から上半身を写した写真</u>で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの</p> <p>2～4 略</p>
---	---

様式第2号、様式第3号及び様式第5号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年2月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による申請書、申込書その他の文書は、この規則による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

告 示

長崎県告示第48号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和5年1月10日から適用する。ただし、第6条第5項から第8項までの緊急資金繰り支援資金（危機関連保証に係るものに限る。）にかかる規定については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（報告）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 緊急資金繰り支援資金（危機関連保証に係るものに限る。）の取扱金融機関は、本制度融資に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>6 前2項の取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、前項において、報告期間が法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。</u></p> <p><u>7 第4項及び第5項の取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産</u></p>	<p>（報告）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。</p> <p>6 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当</p>

超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

8 第4項及び第5項の取扱金融機関が第6項の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

別表（第3条関係）

(1)及び(2) 略

(3) 緊急資金繰り対策貸付

ア-1 略

ア-2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）

項目	内容
融資目的	新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者 (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者（注2） (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者（注2） (3) 次の①又は②iからviのいずれかに該当する者（注2）（注3） ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。 ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較

該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

7 取扱金融機関が第5項の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

別表（第3条関係）

(1)及び(2) 略

(3) 緊急資金繰り対策貸付

ア-1 略

ア-2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援）

項目	内容
融資目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者 (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者（注2） (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ、次のいずれかに該当する者（注2） ① 売上高等減少率が15%以上であること。 ② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。 (3) 次のいずれかに該当する者（注2）（注3） ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。 ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少して

- して5%以上減少していること。
- iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
- iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響を原因として徴収猶予又は分割納付の決定を受けた場合を含む。

(注2) 及び (注3) 略

いること。

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響を原因として徴収猶予又は分割納付の決定を受けた場合を除く。

(注2) 及び (注3) 略

略

保証料

(1) 通常料率

融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.85%とし、0.65%に相当する額を国が、0.2%に相当する額を県が補助する。

融資対象(3)については、責任共有制度の対象の場合は、次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国及び県が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

(融資額に対する年率)

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
事業者負担	0%								

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
国補助	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.75%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
事業者負担	0%								

(2) 免除対応適用の場合（注4）

融資対象(1)及び(2)については、保証料率は1.05%とし、0.85%に相当する額を国が、0.2%に相当する額を県が補助する。

略

保証料

(1) 通常料率

融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.65%とし、国が0.65%に相当する額を補助する。

融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。

(融資額に対する年率)

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%
国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%

(2) 免除対応適用の場合（注4）

融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.85%とし、国が0.85%に相当する額を補助する。

融資対象(3)については、次の表に定め

融資対象(3)について、責任共有制度の対象の場合は、次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国及び県が補助する。ただし、法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

(融資額に対する年率)

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%
国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
事業者負担	0%								

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率	2.40%	2.20%	2.00%	1.80%	1.55%	1.30%	1.10%	0.90%	0.70%
国補助	1.25%	1.20%	1.15%	1.10%	0.95%	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%
県補助	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
事業者負担	0%								

なお、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外とする。

(注4) 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 略

保証割合

- (1) 融資対象(1)については、100% (全部保証)。
- (2) 融資対象(2)及び(3)については、申込金融機関の選択した責任共有制度 (責任共有制度要綱 (平成18・9・12中庁第2号) に定める制度をいう。) の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金 (平成19年9月30日以前に保証協会が保証申込受け付けた保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。) を 融資対象(2)又は(3)で借り換える場合 (保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。) については、責任共有制度の対象除外とする。

略

申込方法

取扱金融機関又は保証協会が定める方法
ただし、融資対象(1)及び(2)については、次の(1)及び(2)、融資対象(3)については、次の(2)及び(3)の所定の書面を添付する。ま

る料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。

(融資額に対する年率)

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%
国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%

なお、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外とする。

(注4) 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算書から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 略

略

申込方法

取扱金融機関又は保証協会が定める方法
ただし、融資対象(1)及び(2)①については、次の(1)及び(2)、融資対象(2)②については、次の(1)、(2)及び(3)、融資対象(3)につい

	<p>た、免除対応を適用する場合にあっては次の(4)の所定の書面を加えて添付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経営行動計画書 以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定</p> <p>③ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</p> <p>④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</p> <p>(3) 以下のいずれかの確認書（融資対象(3)の資格要件に対応するもの）</p> <p>① 売上高減少要件確認書</p> <p>② 売上高総利益率減少要件確認書</p> <p>③ 売上高営業利益率減少要件確認書</p> <p>(4) 略</p>
借換えの特例	<p>借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を融資対象(1)で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
略	略
(4) 特別対策貸付	
ア 略	
イ 地域産業支援資金	
項目	内容
融資目的	過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対し、事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1)及び(2) 略

	<p>ては、次の(2)及び(3)の所定の書面を添付する。また、免除対応を適用する場合にあっては次の(4)の所定の書面を加えて添付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経営行動計画書 以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項</p> <p>(3) 売上高減少要件確認書</p> <p>(4) 略</p>
略	略
(4) 特別対策貸付	
ア 略	
イ 地域産業支援資金	
項目	内容
融資目的	過疎・離島半島地域の産業振興、地域商店街の活性化及び付加価値の向上に取り組む中小企業者に対し、事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1)及び(2) 略 (3) 経営革新応援

略	
金利	融資対象(1)及び(2) 略
略	
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) 略 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(2)については、補助の採択を受けたことが分かる書類を添付する。
略	

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
融資目的	県内中小企業の前向きな取組を支援し、

	次のいずれかに該当する者。 ① <u>新たな需要を創造するための商品及びサービスの開発並びに業務の効率化など、付加価値の向上につながるものとして、国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</u> ② <u>商工会等が「地域産業活性化計画」の取組の中で重点支援先と定め、商工会等の支援を受けて国、県、市又は町の補助事業の採択を受けた者</u> (4) <u>商店街活性化</u> 県内において小売業又はサービス業を行う者（ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む。）のうち、商店街への出店、店舗の改装等、商店街の活性化に資するものとして、商工会議所又は商工会より認定を受けた者
略	
金利	融資対象(1)及び(2) 略 融資対象(3) 年1.55% 融資対象(4) 年1.50%
略	
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) 略 <u>ただし、経営革新関連特例又は経営力向上関連特例を利用する場合は、年率0.40%とする。</u> なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(2)については、補助の採択を受けたことが分かる書類を添付する。 <u>融資対象(3)①については、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。</u> <u>融資対象(3)②については、別に定める経営革新応援に係る商工会等の認定書及び補助事業の採択を受けたことが分かる書類を添付する。</u> <u>融資対象(4)については、別に定める商店街活性化に係る商工会等の認定書を添付する。</u>
略	

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
融資目的	食品製造業、観光関連業等の分野におい

	<p>地方創生の推進に寄与することを目的とする。</p>		<p>て、県内中小企業の前向きな取組を支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。</p>
<p>融資対象</p>	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 宿泊事業者応援 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者</p> <p>(2) Nびか認証企業応援 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nびか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者</p> <p>(3) SDGs登録企業応援 長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者</p>	<p>融資対象</p> <p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 食のながさき応援 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 食品の製造及び加工に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>② 長崎フードバリューアップ事業計画の認定を受けた者</p> <p>(2) ものづくり企業育成応援 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 下記5分野に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>ア 半導体関連 イ ロボット（産業用機械）関連 ウ 造船・プラント関連 エ 医療機器関連 オ 航空機関連</p> <p>② 長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画の認定を受けた者</p> <p>③ 長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者</p> <p>(3) 健康・観光関連産業応援</p> <p>① ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>② 宿泊業生産性向上支援 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者</p> <p>(4) Nびか認証企業応援 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nびか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者</p> <p>(5) SDGs登録企業応援 長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者</p>	<p>資金使途</p> <p>運転資金、設備資金 ただし、融資対象(1)及び(3)②の運転資金については、設備投資に伴い必要となる資金に限る。</p>
<p>融資限度額</p>	<p>5,000万円</p>	<p>融資限度額</p>	<p>2億円（うち運転資金は5千万円）</p>

	ただし、融資対象(1)については、 <u>2億8,000万円</u>		ただし、融資対象(3)②については、 <u>2億8千万円</u> 融資対象(4)及び(5)については、 <u>5千万円</u>
金利	融資対象(1) <u>10年目まで年1.00%、11年目以降はその時点での経営安定資金(長期)の利率以内とする。</u> 融資対象(2)、(3) 年1.30%	金利	融資対象(1) <u>年1.35%</u> 融資対象(2)、(3)①、(4)、(5) 年1.30% 融資対象(3)② <u>10年目まで年1.00%、11年目以降はその時点での経営安定資金(長期)の利率以内とする。</u>
融資期間	融資対象(1) <u>20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間(うち据置2年以内)</u> 融資対象 略 運転資金 略 設備資金 略	融資期間	融資対象(1) <u>運転資金 7年以内(うち据置1年以内)</u> <u>設備資金 12年以内(うち据置2年以内)</u> 融資対象 略 運転資金 略 設備資金 略 融資対象(3)② <u>20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間(うち据置2年以内)</u>
略		略	
保証料	年率0.20%	保証料	年率0.20% <u>ただし、経営革新関連特例又は経営力向上関連特例を利用する場合は、年率0.40%とする。</u>
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 <u>ただし、融資対象(1)については、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。</u> <u>融資対象(2)及び(3)については、別に定める県による認定書を添付する</u>	申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 <u>ただし、融資対象(1)①、(2)①及び(3)①については、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。</u> <u>融資対象(1)②、(2)②及び③については、計画の認定を受けたことが分かる書類を添付する。</u> <u>融資対象(3)②については、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。</u> <u>融資対象(4)及び(5)については、別に定める県による認定書を添付する。</u>
略		略	
エ及びオ 略		エ及びオ 略	

長崎県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早多良岳線	諫早市大場町1408番10地先から 諫早市白木峰町1109番123地先まで	令和5年1月27日

長崎県告示第50号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、大村湾沿岸大村海岸溝陸地区海岸溝陸地先海岸に係る海岸保全区域（平成13年長崎県告示第743号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸名	地 区 海岸名 島 名	地 先 海岸名 島 名	指 定 区 域																																																																
大村湾	大村	溝陸	溝陸(1)	<p>次の基点1から基点8まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点8まで順次直線で結んだ線及び基点8と補助点8を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県諫早市堂崎町3番2に設置された三等三角点（公法岳） （北緯32度50分34.34秒、東経130度01分17.10秒） 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="0"> <tr> <td>基点1</td> <td>基準点から</td> <td>292度20分</td> <td>1,387.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点2</td> <td>基点1から</td> <td>258度50分</td> <td>21.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点3</td> <td>基点2から</td> <td>309度20分</td> <td>66.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点4</td> <td>基点3から</td> <td>229度40分</td> <td>18.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点5</td> <td>基点4から</td> <td>338度40分</td> <td>42.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点6</td> <td>基点5から</td> <td>57度00分</td> <td>78.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点7</td> <td>基点6から</td> <td>336度20分</td> <td>101.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点8</td> <td>基点7から</td> <td>260度10分</td> <td>72.5mの標示杭</td> </tr> </table> <p>水域の標示</p> <table border="0"> <tr> <td>補助点1</td> <td>基点1から</td> <td>169度30分</td> <td>60.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点2</td> <td>基点2から</td> <td>194度10分</td> <td>65.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点3</td> <td>基点3から</td> <td>181度40分</td> <td>75.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点4</td> <td>基点4から</td> <td>220度00分</td> <td>60.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点5</td> <td>基点5から</td> <td>274度40分</td> <td>40.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点6</td> <td>基点6から</td> <td>295度00分</td> <td>56.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点7</td> <td>基点7から</td> <td>205度40分</td> <td>48.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点8</td> <td>基点8から</td> <td>167度40分</td> <td>40.0mの標示杭</td> </tr> </table>	基点1	基準点から	292度20分	1,387.0mの標示杭	基点2	基点1から	258度50分	21.0mの標示杭	基点3	基点2から	309度20分	66.5mの標示杭	基点4	基点3から	229度40分	18.5mの標示杭	基点5	基点4から	338度40分	42.0mの標示杭	基点6	基点5から	57度00分	78.5mの標示杭	基点7	基点6から	336度20分	101.0mの標示杭	基点8	基点7から	260度10分	72.5mの標示杭	補助点1	基点1から	169度30分	60.0mの標示杭	補助点2	基点2から	194度10分	65.5mの標示杭	補助点3	基点3から	181度40分	75.0mの標示杭	補助点4	基点4から	220度00分	60.5mの標示杭	補助点5	基点5から	274度40分	40.0mの標示杭	補助点6	基点6から	295度00分	56.5mの標示杭	補助点7	基点7から	205度40分	48.0mの標示杭	補助点8	基点8から	167度40分	40.0mの標示杭
基点1	基準点から	292度20分	1,387.0mの標示杭																																																																	
基点2	基点1から	258度50分	21.0mの標示杭																																																																	
基点3	基点2から	309度20分	66.5mの標示杭																																																																	
基点4	基点3から	229度40分	18.5mの標示杭																																																																	
基点5	基点4から	338度40分	42.0mの標示杭																																																																	
基点6	基点5から	57度00分	78.5mの標示杭																																																																	
基点7	基点6から	336度20分	101.0mの標示杭																																																																	
基点8	基点7から	260度10分	72.5mの標示杭																																																																	
補助点1	基点1から	169度30分	60.0mの標示杭																																																																	
補助点2	基点2から	194度10分	65.5mの標示杭																																																																	
補助点3	基点3から	181度40分	75.0mの標示杭																																																																	
補助点4	基点4から	220度00分	60.5mの標示杭																																																																	
補助点5	基点5から	274度40分	40.0mの標示杭																																																																	
補助点6	基点6から	295度00分	56.5mの標示杭																																																																	
補助点7	基点7から	205度40分	48.0mの標示杭																																																																	
補助点8	基点8から	167度40分	40.0mの標示杭																																																																	
大村湾	大村	溝陸	溝陸(2)	<p>次の基点9から基点37まで順次直線で結んだ線、基点9と補助点9を結んだ直線、補助点9から補助点34まで順次直線で結んだ線及び基点37と補助点34を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県諫早市堂崎町3番2に設置された三等三角点（公法岳） （北緯32度50分34.34秒、東経130度01分17.10秒） 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="0"> <tr> <td>基点9</td> <td>基準点から</td> <td>285度30分</td> <td>1,510.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点10</td> <td>基点9から</td> <td>232度50分</td> <td>321.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点11</td> <td>基点10から</td> <td>323度50分</td> <td>396.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点12</td> <td>基点11から</td> <td>285度50分</td> <td>142.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点13</td> <td>基点12から</td> <td>256度10分</td> <td>64.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点14</td> <td>基点13から</td> <td>322度40分</td> <td>77.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点15</td> <td>基点14から</td> <td>295度20分</td> <td>50.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点16</td> <td>基点15から</td> <td>267度50分</td> <td>120.5mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点17</td> <td>基点16から</td> <td>251度40分</td> <td>49.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点18</td> <td>基点17から</td> <td>295度20分</td> <td>81.5mの標示杭</td> </tr> </table>	基点9	基準点から	285度30分	1,510.0mの標示杭	基点10	基点9から	232度50分	321.0mの標示杭	基点11	基点10から	323度50分	396.5mの標示杭	基点12	基点11から	285度50分	142.5mの標示杭	基点13	基点12から	256度10分	64.5mの標示杭	基点14	基点13から	322度40分	77.0mの標示杭	基点15	基点14から	295度20分	50.5mの標示杭	基点16	基点15から	267度50分	120.5mの標示杭	基点17	基点16から	251度40分	49.0mの標示杭	基点18	基点17から	295度20分	81.5mの標示杭																								
基点9	基準点から	285度30分	1,510.0mの標示杭																																																																	
基点10	基点9から	232度50分	321.0mの標示杭																																																																	
基点11	基点10から	323度50分	396.5mの標示杭																																																																	
基点12	基点11から	285度50分	142.5mの標示杭																																																																	
基点13	基点12から	256度10分	64.5mの標示杭																																																																	
基点14	基点13から	322度40分	77.0mの標示杭																																																																	
基点15	基点14から	295度20分	50.5mの標示杭																																																																	
基点16	基点15から	267度50分	120.5mの標示杭																																																																	
基点17	基点16から	251度40分	49.0mの標示杭																																																																	
基点18	基点17から	295度20分	81.5mの標示杭																																																																	

	基点19	基点18から	254度00分	49.0mの標示杭
	基点20	基点19から	315度10分	76.0mの標示杭
	基点21	基点20から	340度30分	53.0mの標示杭
	基点22	基点21から	6度40分	82.5mの標示杭
	基点23	基点22から	342度30分	31.0mの標示杭
	基点24	基点23から	306度50分	55.5mの標示杭
	基点25	基点24から	9度50分	47.5mの標示杭
	基点26	基点25から	21度20分	122.5mの標示杭
	基点27	基点26から	10度40分	53.5mの標示杭
	基点28	基点27から	351度10分	54.5mの標示杭
	基点29	基点28から	319度20分	102.5mの標示杭
	基点30	基点29から	339度30分	146.0mの標示杭
	基点31	基点30から	305度50分	99.5mの標示杭
	基点32	基点31から	332度40分	44.5mの標示杭
	基点33	基点32から	358度00分	198.5mの標示杭
	基点34	基点33から	321度40分	26.5mの標示杭
	基点35	基点34から	332度10分	26.0mの標示杭
	基点36	基点35から	324度20分	24.0mの標示杭
	基点37	基点36から	36度40分	1.5mの標示杭
	水域の標示			
	補助点9	基点9から	127度00分	60.0mの標示杭
	補助点10	基点10から	189度40分	81.0mの標示杭
	補助点11	基点11から	214度30分	61.5mの標示杭
	補助点12	基点12から	187度40分	62.0mの標示杭
	補助点13	基点13から	193度30分	58.5mの標示杭
	補助点14	基点14から	197度50分	95.0mの標示杭
	補助点15	基点15から	183度00分	78.5mの標示杭
	補助点16	基点16から	155度30分	64.0mの標示杭
	補助点17	基点17から	190度50分	60.5mの標示杭
	補助点18	基点18から	185度00分	60.0mの標示杭
	補助点19	基点19から	211度30分	61.0mの標示杭
	補助点20	基点20から	201度10分	74.0mの標示杭
	補助点21	基点20から	245度00分	60.0mの標示杭
	補助点22	基点21から	264度10分	60.5mの標示杭
	補助点23	基点22から	260度10分	61.5mの標示杭
	補助点24	基点24から	249度20分	57.5mの標示杭
	補助点25	基点25から	269度00分	64.0mの標示杭
	補助点26	基点26から	247度50分	82.0mの標示杭
	補助点27	基点28から	248度00分	61.0mの標示杭
	補助点28	基点29から	241度20分	60.0mの標示杭
	補助点29	基点30から	228度00分	64.5mの標示杭
	補助点30	基点31から	202度40分	75.5mの標示杭
	補助点31	基点32から	261度10分	58.5mの標示杭
	補助点32	基点34から	241度30分	47.0mの標示杭
	補助点34	基点37から	307度40分	3.5mの標示杭

長崎県告示第51号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年1月20日から適用する。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1～2 略					1～2 略				
3	長崎県西彼食品衛生協会 会長 小嶋 俊樹	長崎市滑石 1丁目9番 5号	長崎市滑石 1丁目9番 5号 長崎県西彼 保健所内	略	3	長崎県西彼食品衛生協会 会長 小嶋 俊樹	長崎市滑石 1丁目9番 5号	長崎市滑石 1丁目9番 5号 長崎県西彼 保健所内 西海市大瀬 戸町瀬戸檜 浦郷2222 西海市役所 内	略 西海市
4～84 略					4～84 略				

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称
地方税等収納事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課（企画徴収班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2212
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和5年1月12日
- 5 落札者
長崎県長崎市銅座町1番11号
株式会社十八親和銀行 取締役頭取 山川 信彦
- 6 落札価格
収納件数1件当たり 単価56円
月額基本料 10,000円
(消費税及び地方消費税は含まない。)
- 7 入札公告日
令和4年12月2日
- 8 落札方式
最低価格

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鑑瀬土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
佐々野 誠 市	五島市上崎山町493番地 1	佐々野 誠 市	五島市上崎山町493番地 1
出 口 義 孝	五島市上崎山町219番地 1	出 口 義 孝	五島市上崎山町219番地 1
畑 中 誠	五島市上崎山町146番地	古 里 甚 蔵	五島市吉久木町727番地 4
古 里 善 秀	五島市上崎山町2832番地	古 里 善 秀	五島市上崎山町2832番地
野 口 寿 生	五島市上崎山町605番地	山 口 茂 明	五島市木場町683番地 1
山 口 久 則	五島市上崎山町2833番地 1	山 口 久 則	五島市上崎山町2833番地 1
佐々野 勝 弥	五島市上崎山町125番地	佐々野 勝 弥	五島市上崎山町125番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 内 清 一	五島市下崎山町131番地	野 口 寿 生	五島市上崎山町605番地
長谷川 英 樹	五島市上崎山町233番地 1	畑 中 誠	五島市上崎山町146番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（現地測量、路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年1月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市国見町	令和5年1月30日から 令和5年6月30日まで

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第3号

令和5年4月9日執行予定の長崎県議会議員一般選挙の執行に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書に関する事務並びに長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年長崎県条例第38号）の規定による選挙公営に関する事務以外の事務を処理するため、長崎県選挙管理委員会規程（昭和30年長崎県選挙管理委員会規則第5号）第12条第7項の規定により、次のとおり臨時地方書記室を設置する。

この場合において、同条第5項の規定による地方書記室の管轄区域には、臨時地方書記室の管轄区域を含まないものとする。

令和5年1月27日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 設置する期間 令和5年3月1日から同年4月13日まで
- 2 設置の場所及び名称並びに管轄区域

場所	名称	管轄区域
(令和5年3月31日) 長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル6階	長崎臨時地方書記室	長崎市
(令和5年3月31日以外) 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所内		
佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所内	佐世保・北松浦臨時地方書記室	佐世保市及び北松浦郡
島原市上の町537番地 島原市役所内	島原臨時地方書記室	島原市
諫早市東小路町7番1号 諫早市役所内	諫早臨時地方書記室	諫早市
大村市玖島1丁目25番地 大村市役所内	大村臨時地方書記室	大村市
平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所内	平戸臨時地方書記室	平戸市
松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所内	松浦臨時地方書記室	松浦市
対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所内	対馬臨時地方書記室	対馬市
壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市役所内	壱岐臨時地方書記室	壱岐市
五島市福江町1番1号 五島市役所内	五島臨時地方書記室	五島市
西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地 西海市役所内	西海臨時地方書記室	西海市
雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市役所内	雲仙臨時地方書記室	雲仙市
南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市役所内	南島原臨時地方書記室	南島原市
南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場内	南松浦臨時地方書記室	南松浦郡

長崎県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和5年1月27日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
有料老人ホームポポロの森	長崎市戸町4丁目7-20	令和5年1月18日

戸町ふくし村ショートステイ

長崎市戸町4丁目7-20

令和5年1月18日

雑 報

令和4年度行政書士試験の合格者（公告）

令和4年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和5年1月27日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

受験番号	8310001	8310005	8310018	8310023	8310034	8310035	8310054	8310079	8310080
	8310086	8310102	8310158	8310169	8310223	8320005	8320008	8320033	8320043
	8320075	8320080							

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学ウイルス対策ソフト使用許諾権一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学ウイルス対策ソフト使用許諾権一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 納入及び作業場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）（以下、「県資格」という。）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)

に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 前2カ年の損益状況
- イ 従業員数
- ウ 前2カ年の純資産の状況
- エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和5年2月7日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 委任状
- ウ 印鑑届（様式第2号）
- エ 口座振替申込書（様式第3号）
- オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 委任状
- ウ 営業概要書
- エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書を通知（郵送）する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 資格の取消し等

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

10 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和5年2月7日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間

（場所）13の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、13の部局まで送付すること。（上記期間内必着とする。）

11 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和5年2月8日（水）17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

12 質問書の提出

当該入札に関する質問については、令和5年2月7日（火）17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX（095-813-5220）での提出も可とする。この場合にあっては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。

13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ

（電話）095-813-5735

14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 入札の日時及び場所

（日時）令和5年2月14日（火）10時30分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出す

る場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

17 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

18 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

19 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学マイクロソフト教育機関向け包括ライセンス（EES）一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学マイクロソフト教育機関向け包括ライセンス（EES）一式
- (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 納入及び作業場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）（以下、「県資格」という。）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 前2カ年の損益状況

イ 従業員数

ウ 前2カ年の純資産の状況

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和5年2月7日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
イ 委任状
ウ 営業概要書
エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
ケ 印鑑届（様式第2号）
コ 口座振替申込書（様式第3号）
 ※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500
- 6 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書を通知（郵送）する。
- 7 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 8 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 所在地
(3) 代表者
(4) 資本金（法人の場合）
(5) 使用印鑑
(6) 委任事項
(7) 金融機関取引口座
(8) 電話番号
- 9 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和5年2月7日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間
（場所）13の部局とする。
（受領）入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、13の部局まで送付すること。（上記期間内必着とする。）
- 11 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和5年2月8日（水）17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

12 質問書の提出

当該入札に関する質問については、令和5年2月7日（火）17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX（095-813-5220）での提出も可とする。この場合にあつては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。

13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ
（電話）095-813-5735

14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 入札の日時及び場所

（日時）令和5年2月14日（火）10時00分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

17 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

18 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

19 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一一
二一一
四一印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号株式会社
寺田クック
プリン
宏
弥ト